

令和7年度社会福祉法人裾野市手をつなぐ育成会事業計画

I 基本方針

障がいのある方々が住みなれた地域で、ごく当たり前に暮らすために、自立と生きがいを高め、誰もが自分らしく尊厳をもって生きられる共生社会の実現をめざします。

私たち裾野市手をつなぐ育成会は、生産活動の機会の提供をはじめ創作的活動、社会との交流などの便宜を供与する事業を推進します。

さらに地域住民ボランティアと地域の社会基盤との連携強化を図り、安心して暮らすことのできる福祉のまちづくりをめざします。

II 重点施策

1 法人運営の充実

(1)組織の強化

「裾野市手をつなぐ育成会」は、福祉サービスの中核的な担い手としてこれまで以上に地域社会に貢献していくことが期待されています。

地域と共に歩み、地域の福祉を担い、地域に必要とされる法人をめざします。

また、社会福祉法人としての公益性、非営利性を徹底し、サービスの専門性をもった組織として、運営の透明性を確保することや組織運営のガバナンスを強化していくことが求められています。

福祉を支えるのは人であり、人員の確保や人材の育成に努め、風通しがよく働きがいのある職場をめざします。

(2)財政基盤の確立

適正な経営を確保し、継続的なサービス提供を行うために、安定した経営基盤の保持が求められています。

安定した経営体制を通じて利用者保護の必要性、利用者への工賃の増額、利用者本位の支援サービスの充実を推進してまいります。

日常的に最小の経費で最大の効果をあげる事業の拡充につとめ、財務の健全性を確保します。

(3)規律の強化

規律の強化にあっては、法的な指標や基準に基づいての法人運営を進めていくことにあります。その前提にあるのが、内部統制、会計基準、経理規

程に基づいた適正な会計処理、予算執行です。職員全員が法令遵守、規程遵守で臨むとともに、利用者支援に励むことができるような環境をつくることが責任でもあります。

(4)地域社会との連携

地域における社会福祉法人としての役割を果たすことを求められています。地域住民の方々と一緒に考え、地域との交流事業を進め、法人の力を地域資源に位置付け、地域の福祉サービスの中心的役割を果たせるよう多様性と公益性に努めています。

- ①福祉サービス事業を推進する上で、地域社会との交流と共生を図ります。
- ②民生委員児童委員協議会及び社会福祉協議会等と協働事業を推進します。
- ③超高齢社会を見据え、地域生活支援拠点等の整備の推進に向けて、自立支援協議会等に積極的に参画し、地域に開かれた取組みを行います。
- ④防災意識を高め、災害に備える地域福祉活動を推進します。
- ⑤育成会員の交流と知識の向上を図るとともに、会員の増強を推進します。

III 事業計画

1 手をつなぐ育成会

育成会の使命は、障がいのある人の自立と社会参加を促進し、差別のない共生社会を創ってまいります。相談活動、各種事業をとおして 本人＝保護者＝支援者が一体となり障がい者の自立と社会参加をめざしています。

社会福祉法人としての「裾野市手をつなぐ育成会」は、福祉サービスを必要とする障がい者が心身共に健やかに育成され、又は社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会を与えられると共に、その環境及び心身の状況に応じ、地域において必要な福祉サービスを総合的に提供されるように援助することをめざし、障害福祉サービス事業を推進します。

- (1)保護者と手をつなぎ、障がいのある人・家族の思いを尊重し事業を推進します。
- (2)東部地区をはじめ静岡県、東海北陸地区等の育成会との連携を図り、情報交換、研修の場等交流を深めます。
- (3)育成会の組織のありかた、会員の増強など取組みについて検討をします。
- (4)地域貢献事業を推進します。

2 地域生活支援事業

「地域活動支援センターうぐいす」

裾野市から受託している「地域活動支援センターうぐいす」は、障がい者等の利用者が地域において自立した、日常生活及び社会生活ができるよう、日中の居場所の提供や、地域で生活の交流、社会参加の機会の提供を推進します。

- (1) 地域活動支援センターの利用者的人格と個性を尊重し、安心して暮らすことができるよう推進を図ります。
- (2) 利用者が社会参加できるよう、地域社会での生活が充実するようめざします。
- (3) そのため利用者との話し合いの場を多くもち、参加できるよう配慮し創作的プログラムをはじめ有機的なプログラムの構築を推進します。

3 障害者福祉サービス事業

「就労継続支援事業 B型 みどり作業所」事業計画

障がい者の自立と生きがいを高めるために、地域社会との交流促進及び生活活動の機会の提供などをめざします。

意欲がある利用者に対しては、就労に必要な知識及び能力向上のために必要な訓練等の提供を推進します。

グリーンカフェ花麒麟での新商品の試作、販売を目指します。

日常の生活では、生活リズムの確保、健康及び体力の向上、生産活動の支援、穏やかな気持ちの安定など、社会生活に向けての適応や意欲を継続していくための支援を行います。

(1)生活支援計画

社会生活に適応できるマナーやコミュニケーション能力、生活リズムの習慣を身につけよう支援します。

(2)作業支援計画

個別支援計画に基づいた作業活動等を通じて、責任感や協調性を高め、就労意欲を高める支援を推進します。

(3)工賃向上計画

- ①利用者の働きがい、生きがいの追及をします
- ②職員相互の連携と意識の統一をします
- ③販売拠点開拓と販売力の強化を推進します。
- ④地域住民との交流促進と連携強化を図ります。

4 グループホーム「みどりハイツ」事業計画

地域における知的障害者、精神障害者の利用者に、自立した生活を助長するために、食事の世話、生活支援及び介護を備えた形態での生活など支援を推進します。また、消防機器整備を行います。

5 生活介護事業所「さくらんぼ」事業計画

介護の必要な障害者の生活介護や創作活動、生産活動等や生活能力向上のための訓練や社会との交流を図る指導訓練を推進します。

- (1) 基本的な生活習慣を確立し、健康の維持と精神的な自立と安定が図られる支援をします。
- (2) 個別支援計画に基づき、利用者個々のニーズに添う良質のサービスの提供に努めます。
- (3) 利用者の主体性を尊重し、自己決定ができるよう支援します。
- (4) 利用者の皆さんのがいきいきとすごし、活動できるよう支援します。

6 相談支援センター「うぐいす」事業計画

(1) 事業目的

☆一般相談支援事業

自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域で生活する精神・知的・身体障がい児者の相談を行い、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な相談支援事業を効率的・効果的に実施し、障がい児者の人格と個性を尊重し、安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与していきます。

☆計画相談支援事業

サービス等利用者を支援するための総合計画（トータルプラン）を策定していきます。計画には、本人の解決すべき課題、その支援方法、利用するサービスなどが記載されます。また、利用されるサービスについても福祉、保健、医療、教育、就労などの幅広い支援から、本人にとって適切なサービスの組み合わせを記載し、総合的に本人を支援していきます。

☆地域相談支援（地域移行・地域定着）

障がい者支援施設に入所している障がい者や精神科に入院している精神障がい者に対し、住居の確保その他の地域生活に移行するための活動に関する相談や障がい福祉サービス事業所などへの同行支援などを行っていきます。

☆基幹相談支援センター事業並びに地域生活支援拠点事業

社会福祉協議会相談事業所「サポートセンターしゃきょう」及び市総合福祉課と共に表記事業に取組み、さらに専門的、効率的な事業運営に努めて行きます。

(2) 運営方針

- ① 自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、個々のニーズに配慮して行います。

- ② 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な障がい福祉サービス等が、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行っています。

(3) 事業内容

- ① 相談支援等は、利用者の意向を踏まえ、自立した日常生活や社会生活を実現するため、前年度と同程度の相談支援件数を目指します。
計画相談支援・モニタリングは 480 件（内、児童 100 件）、認定調査 60 件
地域移行・定着 1 件の実施を本年度の計画目標とします。
- ② 毎月開催する相談支援事業所連絡会及び基幹連携会議では、困難事例等のケース検討の中で専門的な立場の意見を取り入れながら情報を共有し、効率かつ必要なサービスへと繋げていきます。
- ③ 堀野市自立支援協議会（びい しつぶ）活動への積極的な参加と協力をしていく中で、学校教育と障がい福祉が連携し、市内中学校支援学級を対象とした「就労支援セミナー」を開催し、卒業後の就職進路等につなげていきます。また、昨年障がい者週間事業として三島市育成会キャラバン隊を招聘し、初めて開催した堀野高校との交流会を継続して行っています。
更には、地域生活支援拠点整備を進め、対象者の事前登録制の実施（10 例前後）も考えていきます。